



2025 年8月8日(金)

地域YWCA 会長・総幹事のみなさま
全国の会員のみなさま

日本YWCA Local Action 推進委員会
委員長 仲谷 利理

第34総会期 第4期 LA エントリー募集要項について

2023年4月から2025年3月までの2年間を活動対象期間とした第3期「地域YWCA を主体とした活動 Local Action (以下、LA)」は、6つのLAにおいて15の地域YWCAと3つの外部団体が、それぞれ協働して展開しました。カテゴリ別では、平和2件、人権1件、環境1件、セーフスペース1件、若い女性のエンパワメント1件となっており、地域YWCAが主体となり、ビジョン・ミッションに基づいた社会貢献活動が実践されました。その中には、社会課題への継続的な取組みに向けて、ユース世代に意識をもって働きかけた発展的な展開の報告も多くあり、YWCAのビジョン・ミッションに基づく社会貢献活動が、《ユースとYWCAの間に互いに信頼と成長と貢献し合う関係を築く可能性創出の機会》となることを確認しました。

第4期LAでは、『世代を超えたリーダーシップ』をキーワードに、全てのカテゴリの活動においてユースのエンゲージメントを高め、地域YWCAがエンパワーされることをねらいにしています。引き続き、地域YWCAの活動を支援するツールとなることを願っています。下記の通り、『第4期エントリー募集要項』をお知らせします。地域YWCA の皆さまからのエントリー申請をお待ちしています。

第4期LA エントリー募集要項

目的: 日本YWCAのビジョン・ミッション推進に向けた社会貢献活動によってユースのエンゲージメントを高め、活動がエンパワーされることを目的とする。その実施にあたって、地域YWCAは、ネットワークを生かしたYWCA間協働、あるいは同じミッションを有する外部団体との協働によって活動するものとする。日本YWCAは、資金補助や広報等を通して活動を伴走支援する。

全行程期間(申請～実施効果検証): 2025年9月～2028年11月(2028年全国会員総会まで)

活動/事業の実施期間: 2026 年4 月～2028年3 月

活動/事業のカテゴリ: A. 人権 B. 平和 C. 環境 D. セーフスペース

活動/事業の申請額の上限: 800,000 円/2 年間

* 申請件数が多い場合は、この上限額の中で助成金額の調整をはかる。

拠点YWCA/協働YWCA/外部協働団体/個人会員 について:

拠点YWCA: 日本YWCA との主たる窓口となり、助成金の振込先ともなる。協働YWCA あるいは外部団体との連絡・調整等にあたって中心的な役割を担う。

協働YWCAあるいは外部団体: 拠点YWCA と連携し、活動/事業の実施にあたって分担した役割を担う。
他地域YWCA会員: 協働参画を希望する場合、拠点YWCAに申し出て、その判断に従う。

申請条件: 以下の条件を満たしていること。

1. ユースのエンゲージメントを高めるための行動計画を有する活動/事業である。
2. 上記のA～Dのいずれかのカテゴリの活動/事業である。
3. 補助対象活動の実施期間は、2026 年4 月～2028年3 月(2026年度・2027 年度)の 2 年間である。なお、活動実施後の2028年4月～11月を日本YWCAと連携した活動/事業効果検証期間に充て、2028年11月次全国会員総会をもって第4期LAの全活動完了とする。

4. 地域 YWCA 間で連携した活動/事業である。外部団体と連携した活動/事業は、拠点となる地域 YWCA 単独申請も可とする。その場合は、YWCA がイニシアティブをとる。
5. 申請できるプログラム数は、1 地域 YWCA につき拠点・協働を合わせて 2 件までである。
6. ビジョン実現に向け、期間を設定した継続的な活動/事業であり、単発プログラムではないこと。
7. 申請額は、当該活動/事業の費用総額の 70%以内で計上する。
8. 予算については、対象科目・積算根拠で作成する。※詳細は予算書別添資料で確認

◇ 主な対象経費:

会議費・・・会場使用料、備品のレンタル料など

但し、主催YWCA のYWCA 会館の使用料は対象ではない。

旅費交通費・・・交通費、宿泊費、貸切りバス代、レンタカー代、駐車料金など

通信費・・・郵便、メール便、宅配便、TEL、インターネット通信に関する費用等

事務消耗品費・・・文具・備品購入費

印刷製本費・・・コピー、印刷代

保険料・・・ボランティア保険・旅行傷害保険等

諸謝金・・・講師謝礼等

人件費・・・申請する活動/事業への従事者へ支払う費用。

人毎に労働の時間単価×従事予定時間数を明記。

予算計上にあたっては、人件費は申請額の 30%以内とする。

9. 実施期間中に中間報告、実施期間終了後1 カ月以内に最終報告書を提出する。
10. 日本YWCA の他の補助金への申請と重複しないこと。

申請手続き

提出書類: ①申請書 ②予算書 ③実施体制 を、所定の用紙にて提出。

提出方法: 提出書類一式をメールに添付して、日本YWCA 総幹事宛て Eメールで提出。

office-japan@ywca.or.jp

申請受付期間: 2025 年9 月10日～2025年10 月10日

申請希望者のためのオンライン説明会: 2025 年8月28 日(木)19:00～20:00

トピック: 第4期LA 説明会

<https://us02web.zoom.us/j/84470002462>

ミーティングID: 844 7000 2462



選考方法:

書類審査の段階で、日本YWCA Local Action 推進委員会が申請YWCA への問合せ・助言を行う。
書類審査後、日本YWCA 運営委員会へのオンライン・プレゼンテーション(11月中を予定)を経て、
補助対象LAを決定。第4期LAオンライン発表会(2027年1月～2月)で全国YWCAへ公開。

問合せ先:

日本YWCA Local Action 推進委員会

TEL: 03-3292-6121

Email: office-japan@ywca.or.jp (担当: 鶴山)